

## 「第4章」に関する改正意見についての現行条文との対照表

ご提出いただいた「第4章 参加と協働」に関する具体的な改正意見について、現行の条文との対照表を作成しました。

討議員からの改正意見	現行の条文
<p style="text-align: center;">（まちづくりにおける連携）</p> <p>第29条 市民活動団体と区、<u>ならびに</u> <u>市の執行機関</u>は、調整を図り、連携してまちづくりを推進します。</p> <p>2 市の執行機関、市民活動団体又は区からの要請に基づき、調整会議の開催等連携のために必要な支援を行います。</p> <p>3 市民活動団体及び区は、市議会及び市の執行機関へまちづくりに関する意見を述べることができます。</p> <p>4 市長は、事務事業の一部を市民活動団体及び区に委ねることができます。この場合において、市長は、その実施に係る経費等について必要な措置を講じるものとします。</p>	<p style="text-align: center;">（まちづくりにおける連携）</p> <p>第29条 市民活動団体と区は、調整を図り、連携してまちづくりを推進します。</p> <p>2 市の執行機関、市民活動団体又は区からの要請に基づき、調整会議の開催等連携のために必要な支援を行います。</p> <p>3 市民活動団体及び区は、市議会及び市の執行機関へまちづくりに関する意見を述べることができます。</p> <p>4 市長は、事務事業の一部を市民活動団体及び区に委ねることができます。この場合において、市長は、その実施に係る経費等について必要な措置を講じるものとします。</p>